



県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒420-0851

静岡市葵区黒金町55番地

交通ビル3階

TEL 054-287-1293

FAX 054-286-7973

Eメール kenpyo@cy.tnc.ne.jp

最賃今すぐ1500円

全国一律制度の実現を

2025最賃東海北陸ブロックキャラバン行動
全労連東海北陸地方協議会は、最低賃金を今すぐ1500円に、全国一律最賃などを求める最賃キャラバンを6月23日に行いました。静岡県労働局・静岡地方最低賃金審議会への要請ではブロックの役員4名と県評からは菊池議長はじめ11名が参加し、9項目にわたる要請や、最賃署名5910筆を提出しました。また、7月2日には、県庁で記者会見を行い、この間見直しした静岡県の単身者の最低生計費試算調査結果などを発表しました。

全労連は、本年度の最低賃金改正の審議にあたり、中央最低賃金審議会に対し、物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のため、第一に、最低賃金の地域間格差（額）を解消し、全都道府県で人間らしく暮らせる最低生計費（1500円以上）に引き上げる目安額を答申すること、第二に、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への助成措置を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に要請すること

を求めました。その中で①物価高騰下でも、どこでも、働けば人間らしく暮らせる「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する目安を出すこと。②全国一律制度実現めざし、地域間の格差（額）解消のメッセージとなる目安を出すこと。③中小企業支援策の抜本的強化を政府に求めること。④審議を全面公開し、広く国民が関心をもてる運営に改善すること。の4点を強調しています。静岡での要請項目は「地域最賃を1500円に」「全国一律最賃制度を」

会開催にむけて、物価高騰の中、最低賃金の1500円以上への早期引き上げを訴える記者会見を実施しました。内容は①6月23日に静岡労働局並びに静岡地方最低賃金審議会に対し要請行動を行い9項目の申し入れを行ったこと。②「静岡県の最低賃金を時間額1500円以上にすることを求める要請署名」5910筆を提出したこと。③4月9日と6月29日の街頭シールアンケート結果。④2015年に実施した静岡県最低生計費試算調査の、2025年度版へのアップデートの結果について。の4点です。

最低生計費試算調査のアップデート結果は、前回（2015年）の最低生計費の試算結果と比較してみると、男性で199,996円、女性で184,111円と11.5%それぞれ上昇しています（いずれも税・社会保険料抜きの最低生計費。アップデートされた最低生計費（税込月額）を人間らしい労働時間である月150労働時間で換算すると、男性で1904円、女性で1867円となり現行の最低賃金1034円とは大きな差がみられます。石破政権は「2020年代に全国平均1500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」として

長時間過密労働を野放しに 給特法改悪に怒りの宣伝行動

全静岡教職員組合

を配布しました。

6月11日、参議院本会議での「給特法」等改正案の可決、成立を受け、全静岡教職員組合（全教静岡）と静岡県高等学校障害児学級教職員組合（静岡高教組）は、緊急にJR静岡駅北口地下通路で11日夕方に宣伝行動を行いました。県評や地区労連の仲間も参加し19人で、チラシ700枚



地下通路での宣伝模様

いるが、もはや1500円では「低い目標」であると言わざるを得ません。今回のアップデート結果からみれば、今すぐ1500円、「2020年代に2000円」という目標が妥当であると考えられます。

棄権ではなく投票を！ 第27回 参議院議員選挙2025年 7月20日投票日

参議院選挙

全労連の5つの要求と
2つの目標～実現を可能とする
政権への転換を

5つの要求

- ①大軍拡・大増税方針の撤回と社会保障の拡充
- ②全国一律最低賃金制度と今すぐ1,500円・めざせ1,700円以上の実現
- ③労働法制改悪と解雇規制緩和の阻止
- ④物価高騰対策と食料の安定供給・自給率の向上
- ⑤ジェンダー平等と選択的夫婦別姓の早期実現

2つの国民目標

- ①自民党政治に終止符を打ち、新たな政治への転換をはかる
- ②自民党など改憲勢力から憲法と平和を守る



地下通路での宣伝に
参加した皆さん

宣伝には保育士らが多数参加しチラシ600枚を配布しました。訴えでは「4月から1歳児の配置改善がスタートしたが『加算』という条件付きのため一部の施設しか実施できないなどの課題がたくさんあると訴え『1歳児の配置基準そのものの改善が必要』とアピールしました。



街頭で訴える黒田常幹

保育士の配置基準 の見直し求め宣伝

静岡県評第78回定期大会

日時：9月20日（土）10：00～

会場：静岡市ロッキーマンセンター会議室3F

住所：静岡市葵区黒金町5番1号

※新型コロナウイルス等の感染症が蔓延するなどの状況になった場合は開催方法等を変更する可能性があります。

ヒロシマから平和の声を 非正規で働くなかまの全国交流集会

全労連非正規センターと広島現地実行委員会
は6月7日、8日に広島市のアステールプラザ
等において「非正規で働くなかまの全国交流集
会in広島」を開催しました。オンラインも含め
500名以上が参加しました。

今年の集会テーマは「貧
困と格差のない社会の実現
へ 被爆80年のヒロシマ
から平和の声をあげよう！」
です。集会では、今の非正
規労働者の置かれている状
況を理解し、均等待遇の実
現をめざした運動の教訓や
課題を交流しました。また、
被爆80年の広島で開催す
ることから現地企画「被爆
80年ヒロシマから平和の
アピール」として広島被団
協の佐久間邦彦理事長が
「ノーベル平和賞受賞と今

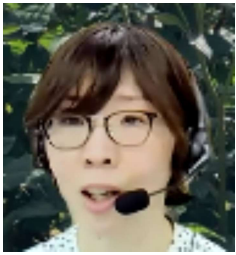


「被爆者の証言」をお話する
山田寿美子さん

後の運動」山田寿美子さん
が「被爆者の証言」をお話
しになりました。
オープニング企画国鉄広
島ナツパーズの熱唱から集
会が始まりました。柳恵美
子代表は「物価高騰の中で、
全国一律最低賃金1500
円以上を実現するためには、
パートやアルバイトの当事
者の声を集め、私たちの運
動を広げ、大きな世論をつ
くっていくことが大事だ」
と述べました。続いてジャ
ナリスト・和光大学名誉教
授の竹信三恵子さんが「さ
らに広がる非正規の働きか
たをどう考えるか？」と題
した講演を行いました。全
国から募集した「ジェンダー・
非正規川柳発表会」や頑張る仲
間の紹介の後、集会アピ
ールを採択し広島市内をデモ
行進しました。

職場での ハラスメント根絶

6月19日、定例研究会
が開催されました。
「あらゆるハラスメント
と性差別根絶」と題して
高木りつ氏（全労連副議
長）が報告しました。



静岡県労働研究所
No. 95
報告する高木氏

全労連として女性活躍
推進法の見直し審議にあ
わせ「あらゆるハラスメ
ントと女性や性的マイノ
リティ差別の根絶」の課
題を25春闘の重点課題
として位置づけ、キャン
ペーンを展開してきまし
た。

このハラスメント根絶
キャンペーンは、202
6年7月の第33回定期大
会まで継続の方向です。
職場でのハラスメント根
絶が具体的な行動となっ
て表れ、目に見えて改善
してきたと実感できる体

二日目は9つの分科会
に加え、平和分科会とし
て市内の平和の碑めぐり
や陸上自衛隊基地視察の
動く分科会がおこなわれま
した。どの分科会も全国の
仲間との交流を通じて様々
な意見交換ができた充実した
内容だったとの報告があり
ました。

生活保護費減額は 「違法」最高裁判決

いのちのとりで裁判

6月27日、最高裁判所
第三小法廷（宇賀克也裁判
長）は、2013年から
15年に生活保護を段階的
に引き下げたことが、健康
で文化的な生活を保障した
生活保護法に違反するかが
争われた2件の訴訟の上
告審判決で生活保護基準引
下げは違法であるとして、
各処分を取り消しを認める
画期的な判決を言い渡し
ました。これにより受給者側
の勝訴が確定しました。

このように違法な裁量権
の濫用の原因は、2012
年の衆議院議員総選挙にお
いて自由民主党が「生活保
護給付水準の10%引下げ」
を公約に掲げて政権に復帰
したという政治的背景によ
り、厚生労働大臣が引下げ
ありきで「法」を軽視した
点にあります。

厚生労働大臣は、本判決
に従い、全ての生活保護利
用者への謝罪、本件引下げ
前の基準による保護費との
差額支給等必要な被害回復
措置を講じるべきです。

厚生労働大臣は、本判決
に従い、全ての生活保護利
用者への謝罪、本件引下げ
前の基準による保護費との
差額支給等必要な被害回復
措置を講じるべきです。

業にもとづくジェンダー
差別根絶、ワークライフ
バランスの尊重が切実な
要求となっています。

「ジェンダー平等宣言」
採択は、この4月末現在
で単産9組織、地方17組
織の計26組織まで広がり
ましたと報告がありまし
た。

その後、職場のハラス
メントの事例として、ロー
カルユニオン静岡の河合
氏および化学一般東海地
本の野村氏から現状や問
題点について報告があり
ました。

このハラスメント根絶
キャンペーンは、202
6年7月の第33回定期大
会まで継続の方向です。
職場でのハラスメント根
絶が具体的な行動となっ
て表れ、目に見えて改善
してきたと実感できる体

職場の安全衛生を実現するために 静岡県安全健康センター No. 106

「休憩に代わる休息時間を 与えないのは違法」

2025年4月22
日、東京地裁において
「休憩時間に代わる休
息時間を与えないのは
違法」との判決が言い
渡されました。

休憩時間は、労基法
において「労働時間6
時間超で45分、8時
間超で1時間」が必
要とされ「事業場から
離れられ、完全に自由
な活動が可能であるこ
と」が要件とされています。

JR東海が主張するリニア新幹線の 高度の公益性は存在しない リニア差し止め訴訟第18回口頭弁論

6月13日に静岡地裁に
てリニア裁判の第18回口
頭弁論が実施されました。

今回の原告側の意見陳述は、
原告代理人弁護士酒井田努
氏でした。今回提出した準
備書面13の要旨について
わかりやすく陳述しました。

JRが主張するリニア中
央新幹線事業の高度の公益
性がないこと。①大規模地
震による被害発生への備え
としての二重系化の必要性
がないこと②スーパ・メ
ガリージョンの形成は実現
不可能で不要であること、

次回、9月19日14時
30分。次々回は、12月19
日11時から原告証人尋問
が予定されています。



裁判の報告集会の様子

の客室乗務員が、会社
を相手取って休憩時間
が取れず、安全配慮義
務に違反していると損
害賠償を求めた事案。

と争っていました。判
決は「休憩時間は便間
時間から業務している
時間を引いた時間に限
られる」とし、休憩時
間を与えない就労は安
全配慮義務に違反し違
法であるとして、損害
賠償を命じました。

すべての子どもたちにゆきとどいた教育を！
教育全国署名スタート！



一コマ漫画

T.Nabeta

生活・法律相談

- 労使トラブル・解雇・賃金不払い・セクハラ
パハラ・借金問題・教育問題など、受付けます。
- 労働弁護士の紹介もいたします。

- 受 付 国鉄労働会館静岡地方部
054 (285) 4426
- 相談場所 静岡合同法律事務所
- 相談員 阿部浩基弁護士

相談日・相談場所は
双方の都合により
対応させていただきます

貸会議室

のご予約・お問い合わせは
一財）国鉄労働会館静岡地方部へ
TEL 054 (285) 4426 FAX 054 (283) 6835

★ 静岡駅南口から徒歩1分
定員14名・30名(各1室)

少人数の打合わせ・会議・講習会におすすめです